

地域の中で、子どもたちが 安心していられる場所

今、日本の子どもの6人に1人が貧困状態(*)だといわれています。

憲法では“すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はそのように努めなければならない”とあり、さらに、子どもたちの権利を守っていこうという『子どもの権利条約』も日本は批准したはずです。

国に憲法や『子どもの権利条約』を守らせていくこととあわせて、北医療生協がすすめていきたいのは、“地域の中で安心して立ち寄れる居場所づくり”です。居場所の中で、人と人がつながっていけるといいなと思っています。

※一般的な生活水準の半分にも満たない水準で暮らしている17歳以下の子ども

～子どもの権利条約とは～

1989年に国連総会で採択された条約。日本は1994年に同条約を批准。子どもの権利条約の4つの柱は以下のとおりです。

- ★生きる権利：安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利。
- ★守られる権利：あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られる権利。また、紛争下、障害をもつ、少数民族などの子どもは特別に守られる。
- ★育つ権利：教育を受け、休み、遊び、様々な情報を得て、自分の考えや信じることが守られる権利。
- ★参加する権利：自由に意見を表す、グループをつくる、またグループで活動する権利。



子どもたちに、**安心して**できる居場所づくり

子ども食堂

子ども食堂は みんなの居場所

「子ども食堂」は「子どもの食堂」ではありません。共生型の「だれでも食堂」です。

楽しい時間を多く経験した子どもは、大人になった時にきっと同じように「楽しいことをつくりだす力」を発揮してくれると思います。私たち地域の大人は子どものために『最善の努力を』していきたいと思っています。

寺子屋

一人ひとりと 向き合って

中学生の学習支援として寺子屋学習塾を開催しています。高校への進学が目的でしたが、それ以前の“人との関わり方を学ぶ”“学習習慣をつける”“基礎学力をつける”など、一人ひとりにあった学習をすすめています。組合員、大学生など多くのボランティアに支えられ、子どもたちの居場所になることをめざしています。

